

○違法駐車車両に対する措置要領の制定について

(昭和62年12月 4 日例規第44号)

この例規は、道路交通法の規定により、交通部高速道路交通警察隊長若しくは警察署長又は警察官若しくは交通巡視員が行う違法駐車車両に対する措置について必要な事項を定めたものです。